

沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）（素案） 概要

第1章 基本事項

- 目的：国保事業の安定的な運営・負担の公平化・医療費適正化等を目指す
- 根拠規定：国民健康保険法第82条の2
- 対象期間：令和6年4月1日～令和12年3月31日（6年間）
※3年ごとに見直しを行う
- 本運営方針における県、市町村及び国保連合会の役割

第2章 沖縄県内の保険者(市町村)及び被保険者等の状況

- 41保険者(41市町村) ※3,000人未満は17町村、1,000人未満は11町村
- 被保険者数及び世帯数 ○被保険者の年齢構成
- 一人当たり課税標準額(所得) ○世帯の所得階層分布

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 医療費の動向（一人当たり医療費、地域差指数等）と将来の見通し
- 財政収支の改善に係る基本的な考え方
➢ 法定外繰入等の解消 ➢ 赤字削減・解消計画に基づく取組等
- 財政安定化基金の運用（基金の交付・貸付・年度間の財政調整）

第4章 標準的な保険料及び国保事業費納付金の算定方法

- 保険料(税)の賦課方式、一人当たり保険料(税)調定額・負担率
- 保険料(税)水準の統一
➢ 医療費水準、財政赤字等の課題が解消されていないため、令和6年度からの統一を見送る。
➢ 統一に向けた環境整備を図るため、令和6年度から新たな取組を実施する。
- 標準的な保険料(税)算定方式：3方式
標準的な賦課限度額：「応能割：応益割＝応能割係数 β ：1」
- 標準的な収納率：98%上限で、市町村ごとの過去5カ年の収納率平均値
- 国保事業費納付金の算定方法
➢ 令和6年度から「医療費指数反映係数 $\alpha=0.5$ 」

第5章 保険料(税)の徴収の適正な実施

- 収納状況 ○収納対策
- 収納率目標：保険者規模ごとに直近5年間の平均値を基に設定。併せて、保険者努力支援制度(取組評価分)の評価指標の達成を目指す。

保険者規模	収納率目標
1千人未満	96.4%
1千人以上3千人未満	96.4%
3千人以上1万人未満	95.6%
1万人以上5万人未満	94.5%
5万人以上	93.2%

第6章 保険給付の適正な実施

- レセプト点検の充実強化 ○第三者行為求償事務の取組強化
- 療養費支給事務の適正化 ○高額療養費支給事務の適正化
- 県による保険給付の点検、不正請求への対応等 ○適用適正化・過誤調整等

第7章 医療費の適正化の取組

- 第四期沖縄県医療費適正化計画等との整合性を図る。
- 特定健康診査（目標：受診率60%）・特定保健指導（目標：実施率60%）
- 生活習慣病の発症予防・重症化予防（データヘルス計画に基づく保健事業の実施、糖尿病性腎症重症化予防の推進等）
- 適正受診、適正服薬の促進
- 後発医薬品の使用促進（当面の目標：数量シェア86%以上）
- 医療費通知（年3回） ○高医療費市町村の医療費適正化

第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 標準化等の推進 ○事務の共同実施 ○標準システム等の導入支援

第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- がん検診及び歯科健診との連携
- 他計画との整合性

第10章 施策の実施体制

- 関係機関相互間の連携
- PDCAサイクルの実施等